○農林水産省告示第二千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐田字大谷一六七、字亀谷二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇〇の八、二〇〇の一四、二〇〇の一五、字小亀谷二〇七の一、字ヲゾ谷二一二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町上竹田字十方寺九五〇、九五〇の一、九五〇の二、九五一、四〇九〇、字浄光庵四一〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、四〇八九、四〇九一の一、四〇九二、四〇九三の一、四〇九三の二、四〇九四の一、四〇九四の二、四〇九五の一、四〇九八、四〇九九、四一〇〇の二、四一〇一、四一〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字十方寺九五〇、九五〇の一、九五〇の二、四〇九〇、字浄光庵四〇八九・四〇九一の一・四〇九四の一・四〇九四の二、九五一、四〇九〇、字浄光庵四〇八九・四〇九一の一・四〇九四の一・四〇九四の二・四〇九九・四一〇一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇九二、四〇九三の一、四〇九三の二、四〇九五の一、四〇九八、四一〇〇の一、四一〇〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市大山上字荒子坪一〇八五の四・一〇八五の四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町永田字竹ノ下五〇六の二〇・五〇六の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市武並町竹折字石仏七八八の二一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字上湯川三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上湯川三の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県飯山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百九十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
415986	西　洋平	415987	和田　拓
415988	平野　知巳	415989	立原　将喜
415990	中野　諭	415991	川上　宏司
415992	渡邉　大介	415993	片上　章
415994	井上　守	415995	神岡　紀明
415996	谷内　大輔	415997	住友　新史
415998	稲村　輝	415999	西山　裕也
416000	永山　寛正	416001	千田　毅史
416002	向後　潤一	416003	神野　裕史
416004	橋本　寛史		